

さ情審査答申第71号  
平成23年4月25日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

## 答 申 書

平成22年9月22日付けで貴職から受けた、「浦和区本太1丁目地内における道路拡張用地買収に関する記録等の資料」の一部公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成22年8月31日付け建南用第365号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく公開請求に対し、実施機関が行った本件処分のうち、「用地交渉記録簿（一般国道463号線（本太二工区）交通安全施設等整備事業 平成22年6月23日）」（以下「本件対象行政情報」という。）に記載されている本件交渉の相手方である当該事業用地を所有する権利者（以下「権利者」という。）の発言部分の二行にわたり非公開とした部分を取り消し、その公開を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

実施機関は、本件対象行政情報のうち二行にわたり黒塗りし、非公開とした理由として、個人のプライバシーに関わる発言部分であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、としている。しかしながら、条例の解釈としては特定の個人を識別する記載はなくても、公開されるこ

とにより、本人の財産権等の正当な権利利益が害されるおそれのあるものや、個人の人格と密接に関連しており、本人が精神的苦痛を受けるおそれのあるものなどである。

本件は、道路用地買収交渉に関する記録簿で、黒塗りの発言部分は「一般国道463号線（本太二工区）交通安全施設等整備事業」に係る内容であり、実施機関の発言内容から権利者である本人は、買収に対して前向きと推察され、本人の財産権等並びに本人が精神的苦痛を受けるおそれがあるものには該当しない。

なお、本件処分に係る公開文書において基本的な個人情報（氏名）の漏洩が起きたことを申し添える。

また、本件処分に係る公開文書において「住宅地図」の個人名が黒塗りとされているが、「住宅地図」は一般に販売され図書館でも閲覧に供されているので、実施機関が貴重な時間をかけて黒塗りすべき情報であるか疑問である。「住宅地図」のコピーは住宅地図作製会社の著作権を侵害したおそれがあり問題である。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 本件対象行政情報は、実施機関において道路、街路、河川、水路及び下水道の事業用地の取得をする際に、事業用地を所有する権利者との交渉の内容を記録したものである。また、当該用地交渉に使用した「案内図・公図・平面図」も本件対象行政情報の添付資料として本件公開請求に伴って公開している。

本件対象行政情報の主な目的・用途としては、上司への報告、情報の共有、要望や約束事項の確認及び紛争等の際の経緯確認である。また、記載事項は、交渉の日時、場所、出席者、当該事業の概要や補償額等の説明、権利者との約束事項、今後の予定等である。したがって、本件対象行政情報には、権利者の権利利益に関する情報が多く記載されているものである。

特に、異議申立てが提起された本件対象行政情報のうち、二行にわたり非公開とした権利者の発言部分には、本件用地交渉再開に関する権利者の動機及び感情が記載されており、他人には個人の識別ができなくとも、本人が公開されたことを知れば精神的な苦痛を受けるおそれがある情報が含まれており、個人のプライバシーを害するおそれのある情報であると判断し、非公開とした。

- 2 異議申立人指摘の本件対象行政情報中の基本的な個人情報（氏名）の漏洩は、見落としによる誤った措置であり、意図的なものではない。

- 3 異議申立人から問題提起のあった「案内図（住宅地図）」に記載されている個人名については、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報に該当するため、非公開としたものである。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、実施機関（南部建設事務所用地課担当）において、道路等の事業用地（一般国道463号線（本太二工区）交通安全施設等整備事業 平成22年6月23日）の取得をするために行った権利者との交渉内容を記録したものである。

異議申立人は、本件対象行政情報の黒塗りされた非公開部分のうち、権利者の発言を記録した二行にわたり黒塗りされた部分の公開を求めて異議申立てを行ったものである。

また、本件対象行政情報に添付されている「案内図・公図・平面図」は、当該用地交渉の際、実施機関が当該事業の概要説明に当って使用した資料である。異議申立人は、そのうち、案内図（住宅地図である。）について、一般に販売され、図書館でも閲覧できることから、実施機関が当該住宅地図の個人名を時間をかけて黒塗りし、非公開としたことは疑問があると問題提起している。

##### 2 本件処分の妥当性について

本件対象行政情報に係る本件処分の妥当性について

この点についての異議申立人の主張は、本件対象行政情報中の二行にわたり黒塗りされた部分は、実施機関担当職員の発言内容から権利者が用地買収に前向きであると推察され、当該部分を公開しても本人の財産権等を侵害し、本人が精神的苦痛を受けるおそれのあるものに該当しないと主張する。

これに対し、実施機関は、権利者の発言部分には、本件交渉再開に関する本人の動機及び感情が記載されており、これを公開されると精神的な苦痛を受けるおそれがある情報であり、条例第7条第2号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に当たると主張する。

一般に、事業用地の買収交渉記録は、当事者の権利利益に直接関係するものであるから、当該事業の遂行中はもとより完了後であっても、これを公開することについては極めて慎重でなければならない。本件は、当事者の一方である権利者が事業の進捗状況を聞くために実施機関に連絡をし、持たれた交渉（状況説明）であり、本人の動機や感情等が記録

されている。これを公開すると本人が本件用地買収に前向きかどうかにかかわらず本人の精神面への影響は大きいものと推察され、また、近隣の当該事業に関係する者からの中傷、圧力等を受けるおそれも考えられる。

したがって、実施機関が当該部分を非公開とした本件処分は、妥当である。

なお、本件対象行政情報中、本来黒塗りして非公開とすべき個人名を黒塗りせず公開した部分があることは、実施機関が意図的に行ったものではないとしても、適切な措置とはいえず、この部分が公開されたことにより、本件対象行政情報中、プライバシーを保護するために行った本件処分の意義を少なからず失わしめてしまったことを申し添えなければならない。

「案内図（住宅地図）」について

「案内図・公図・平面図」は、本件交渉の際、説明資料として使用したものであり、本件対象行政情報と一体をなすものとして実施機関が特定したものである。

本件「案内図（住宅地図）」については、二つの問題が存在すると考えられる。一つは、条例上の「行政情報」に当たるかどうかという問題である。他の一つは、条例上の「行政情報」に当たるとした場合、同情報を公開するに際して同情報に記載されている個人に関する情報をどのように扱うかという問題である。

一般に住宅地図は、それ自体独立した情報としては、条例第2条第2号アの規定の「一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供しているもの」に該当するため、「行政情報」の定義から除外されていると解される。しかしながら、本件案内図（住宅地図）は、上記のとおり、本件対象行政情報と一体をなす情報であるため、本件公開請求の対象となる行政情報として認められる。

次に、本件案内図（住宅地図）に記載されている個人に関する情報の取扱いについて、異議申立人は案内図（住宅地図）は、一般に販売され、図書館等でも閲覧に供されているから個人名を黒塗りにして非公開とすることは、疑問であると主張している。

これに対し、実施機関は、当該住宅地図の個人名が条例第7条第2号の規定によって非公開とすべき個人に関する情報であると主張している。

上記のとおり、実施機関は、住宅地図を本件対象行政情報と結びつけることによって、行政情報として一体的に扱い、個人に関する情報の部

分を黒塗りし、非公開にしたものと解される。

条例第7条第2号アに規定する「・・・公にされている情報」とは、現在、何人も知り得る状態に置かれている情報をいい、何人でも閲覧できる情報や一般に公表されている情報である。

本件案内図（住宅地図）については、上記のとおり、本件対象行政情報と一体となる行政情報であるから、部分的に特化された情報として、現在、何人も知り得る状態に置かれている情報とはいえない。

住宅地図自体については、一般に公開されている情報であるといえるが、行政情報と一体的に扱われている情報である場合においては、当該情報は、現在、一般に閲覧に供され、公表されている情報とはいえず、したがって、当該情報のうち、個人に関する情報の部分を黒塗りし、非公開とした実施機関の措置は、不当とまではいえない。

- 3 異議申立人におけるその余の主張については、当審査会の権限の範囲外の事項に関することから判断しない。
- 4 以上の次第であるので、当審査会は、本件異議申立てに対し、上記第1の結論のとおり答申する。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

平成22年 9月22日	諮問の受理
同 年 10月 8日	実施機関から理由説明書を受理
同 年 10月21日	審議
同 年 11月 1日	異議申立人から意見書を受理
同 年 11月11日	審議
同 年 12月16日	異議申立人からの意見聴取及び審議
平成23年 2月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
同 年 3月17日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)